

東京海上日動の団体

# 医療保険のご案内

(正式名称:医療保険(1年契約用))



- 保険期間 : 平成20年12月1日午後4時から平成21年12月1日午後4時まで1年間  
この保険は保険期間中の途中でも加入できます。
- 加入締切日: 平成20年10月20日(月) 加入依頼書提出先—全国医師休診共済会
- 口座引落 : 平成20年11月28日(金)より毎月28日ご指定口座から引落を行います。  
\* 2回目以降の保険料が引落できない場合は、翌月に2か月分合算で引落となります。2ヶ月連続で引落出来ない場合は原則として脱退となります。
- 中途加入 : 毎月25日までに口座確認の取れたものは申込の翌月に口座引落が開始。  
翌々月1日午後4時より補償開始(満期日は平成21年12月1日午後4時となります)。

## ご加入内容に関する大切なお知らせ

\* 現在ご加入の方は必ずお読みください  
ますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

\* その他ご不明な点等ございましたら、取扱い代理店までご連絡ください。

なお、ご継続時には、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

## ご加入内容をご確認ください。

ご加入・ご継続いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。  
また、ご継続の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱い代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

# 東京海上日動の団体医療保険なら

- ・5日以上入院された場合に保険金をお支払いします。  
(1回の入院について360日が保険金お支払いの限度となります。)
- ・ご加入の際、医師の診査は不要です。  
(加入依頼書の質問欄にあなたの健康状態を正しくご記入ください。  
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。)
- ・団体契約だから、一般で加入されるより保険料が割安です。  
(団体割引30%が適用されています。割引率はご加入者数に応じて変動することがあります。)

## 入院から退院まできめ細かく補償します。

【お支払いする保険金の種類】  
ご加入例: 55歳男性  
保険期間: 1年  
団体割引: 30%  
ご加入タイプ: 本人LCタイプ  
月額保険料(団体): 6,070円  
免責期間: 4日

### 基本補償

ケガ・病気で入院された場合、手術をされた場合に保険金をお支払いします。

治療に専念していただくために

5日以上入院されたとき

### 入院保険金

(1入院支払限度日数360日)

1日 10,000円

何度でも手術するたびに

手術の種類により

### 手術保険金

(手術の種類によっては回数の制限があります。)

10万・20万・40万円

入院時の諸費用に

### 入院一時金

(入院一時金特約)

5日以上入院されたとき

一時金として 30,000円

重いがん等の場合は上乘せ

### 重度入院一時金

(重度入院一時金特約)

がんと診断された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中もしくは  
は重大なけがで入院した場合

一時金として 100万円

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合については後記「補償のあらまし」をご覧ください。  
※また、上記以外のご加入タイプにつきましては、別紙「保険料表」に記載していますので、ご希望のタイプをお選びください。

医療保険(1年契約用)＜補償のあらまし＞

	保険金をお支払いする場合	保険期間と支払責任の関係	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院 保険金 (基本 補償)	被保険者(保険の対象となる方)が傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、その傷害の治療を直接の目的として傷害入院免責期間をこえて入院したとき	被保険者が保険期間中に傷害を被り入院を開始することを要します(※1)。(ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った傷害を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、保険金お支払いの対象となります。)	傷害入院保険金日額 ×(入院期間－傷害入院免責期間) (1回の入院(※2)について、 傷害入院保険金支払限度期間に 規定する日数が支払限度日数とな ります。)	1. 以下の事由による 身体障害を被った場合 ①保険契約者、被保険 者や保険金受取人の 故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪 行為を行うこと ③麻薬、大麻、あへん、 覚せい剤、シンナー等 の使用 ④戦争、内乱、暴動 ⑤核燃料物質の有害な 特性 ⑥上記④、⑤に随伴し て生じた事故 2. 以下の事由による 傷害を被った場合
傷害手術 保険金 (基本 補償)	被保険者が傷害を被り、その治療を直接の目的として、所定の病院または診療所で所定の手術を受けたとき	被保険者が保険期間中に傷害を被り手術を受けることを要します(※1)。(ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った傷害を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた手術については、保険金お支払いの対象となります。)	傷害入院保険金日額×手術の種類により(10倍・20倍・40倍) *「手術保険金の支払倍率変更」 に関する特約が付帯されている場 合には(15倍・30倍・50倍)とな ります。 (注)・時期を同じくして2種類以上 の傷害手術を受けた場合には、倍 率の高いいずれか1種類の手術に ついてのみお支払いします。 ・手術の種類によっては、回数 の制限があります。	①無免許運転、酒酔運 転中に生じた事故 ②地震、噴火もしくはこ れらによる津波または これらに事由に随伴し て生じた事故 ③刑の執行 ④精神障害を原因と する事故
疾病入院 保険金 (基本 補償)	被保険者が疾病を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その疾病の治療を直接の目的として疾病入院免責期間をこえて入院したとき	被保険者が保険期間中に疾病を被り入院を開始することを要します(※1)。(ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、保険金お支払いの対象となります。)	疾病入院保険金日額×(入院期間－ 疾病入院免責期間) (1回の入院(※2)について、疾病 入院保険金支払限度期間に規定 する日数が支払限度日数とな ります。)	3. アルコール依存およ び薬物依存により保険 金をお支払いする場合 に該当したとき 4. むちうち症、腰痛な どで医学的他覚所見の ないもの など
疾病手術 保険金 (基本 補償)	被保険者が疾病を被り、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき	被保険者が保険期間中に疾病を被り手術を受けることを要します(※1)。(ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた手術については、保険金お支払いの対象となります。)	疾病入院保険金日額 ×手術の種類により(10倍・20倍・ 40倍) *「手術保険金の支払倍率変更」 に関する特約が付帯されている場 合には(15倍・30倍・50倍)とな ります。 (注) ・時期を同じくして2種類以上の疾 病手術を受けた場合には、倍率の 高いいずれか1種類の手術につい てのみお支払いします。 ・手術の種類によっては、回数 の制限があります。	ただし、1. ④⑤⑥、2. ②などに該当した被保 険者の数の増加が、こ の保険の計算の基礎 に及ぼす影響が少ない と当社が認めるとき は、当会社は、その程 度に応じ、保険金の全 額をお支払いすること や、その金額を削減し てお支払いすることが あります。
入院 一時金 (特約)	被保険者が傷害または疾病を被り、その直接の結果として入院一時金免責期間をこえて入院したとき	被保険者が保険期間中に傷害または疾病を被り入院を開始することを要します(※1)。(ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に被った傷害または疾病を原因とする場合でも、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、保険金お支払いの対象となります。)	入院一時金額 ただし、1回の入院(※2)につき1 回かぎりとなります。	
重度 入院 一時金 (特約)	被保険者が傷害または疾病を被り、その直接の結果として以下のいずれかの状態に該当したとき (1)悪性新生物(がん)と診断確定された場合 (2)急性心筋梗塞を発病し、所定の状態にあることが医師により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合 (3)脳卒中を発病し、所定の状態にあることが医師により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合 (4)傷害事故を原因とした脳挫傷と診断され、その治療を直接の目的として事故が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合 (5)傷害事故を原因とした脊髄損傷と診断され、その治療を直接の目的として事故が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合 (6)傷害事故を原因とした内臓損傷と診断され、その治療を直接の目的として事故が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合	被保険者が保険期間中に、左記(1)の場合には悪性新生物(がん)と診断確定されること、(2)～(6)の場合には入院を開始することを要します。ただし、初年度契約の場合は、以下のいずれかの場合は保険金をお支払いできません。 (1)保険期間の初日より起算して90日を経過した日までに悪性新生物(がん)と診断確定された場合 (2)保険始期より前に悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合 (3)入院の原因になった身体障害を被った時が保険期間の開始日より前である場合 また、継続契約の場合は、以下のいずれかの場合は保険金をお支払いできません。 (1)初年度契約の保険期間の初日より起算して90日を経過した日までに悪性新生物(がん)と診断確定された場合 (2)初年度契約の保険始期より前に悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合 (3)入院の原因になった身体障害を被った時が初年度契約の保険期間の開始日より前である場合(ただし、入院を開始したのが、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後である場合は、保険金お支払いの対象となります。)	重度入院一時金額 (注) ・同一の事故により複数の保険金 支払事由に該当した場合は、い ずれか1つの保険金を支払うもの とし、重複してはお支払いでき ません。 ・いずれか1つの保険金を支払 った場合には、同一保険期間中 に他の状態に該当したときでも 保険金はお支払いできません。 ・保険金支払事由に該当した日か らその日を含めて1年以内は、同 一の保険金支払事由に該当して も保険金はお支払いできません。	

## 医療保険(1年契約用)＜補償のあらまし＞

(※1)この保険契約が継続契約である場合、初年度契約の保険期間の開始時以降に傷害または疾病を被った場合を含みます。

(※2)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて6か月を経過した日までに再入院した場合で、当該再入院が前の入院の原因となった身体障害（医学上重要な関係がある身体）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

(※3)上記における初年度契約、継続契約などについては、各被保険者ごとに判断するものとします。

- この保険は死亡に対する補償はありません。
- お支払いいただく保険料は、契約年齢によって異なります。
- この保険では、新規ご加入時にすでに被っているけがや病気については保険金をお支払いできません。（ただし、新規ご加入時の保険期間（ご契約期間）開始後1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。）
- 過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。
- 保険期間（ご契約期間）の途中でのご加入者からの申し出による保険金額（ご契約金額）の増額等はできません。また、ご継続時に保険金額（ご契約金額）の増額等を希望される場合は、告知書を再度ご提出いただく必要があります。
- 新規のご加入およびご継続のお取扱いは、団体に所属している方で保険期間（ご契約期間）の初日時点で新規は満70歳以下の方、ご継続は満79歳以下の方に限ります。

### 加入依頼書記載にあたってのご注意

- ご加入の際には、加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には保険契約を解除し（この場合お支払いいただいた保険料も返還できません。）、保険金をお支払いできないことがあります。特に被保険者の生年月日または満年齢、健康状態告知、過去の保険金請求・受領歴、他の保険契約の有無などにご注意ください。また、ご加入の際には、告知書の提出が必要となり、過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢などにより契約のご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。
- ご加入の際、この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったとき、またはすでに保険金の支払事由またはその原因が発生していたことを知っていたときは、この保険契約は無効となります。

### ご加入後のご注意

ご加入後、契約内容に次のようなことが生じた場合は遅滞なく、取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。

- 他の医療保険、疾病入院特約など入院を補償する保険契約・特約を同一被保険者について締結するとき、またはこれらの保険契約があることを知ったとき

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この保険契約は全国医師休診共済会を保険契約者とし、全国医師休診共済会の会員およびそのご家族（配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟および役員・従業員ご本人と同居されている親族の方）を被保険者とする医療保険(1年契約用) 団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国医師休診共済会が有します。

このパンフレットは医療保険(1年契約用)の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店お問い合わせください。

### 保険金の支払事由に該当した場合のご注意

被保険者が保険金の支払事由に該当した場合は、保険契約者、被保険者または保険金受取人（これらの者の代理人を含みます。）は、傷害・疾病の内容および程度等の詳細をすみやかに引受保険会社に通知しなければなりません。また、保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社の指定した医師による診断書の提出を求めることがあります。

### 引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・返れい金等は原則として90%まで補償されます。

### ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社にお問い合わせください。

## ＜お問合せ先・取扱代理店＞

JRM東京 所沢オフィス(担当:四本)

住所:埼玉県所沢市大字山口5045-2 39-4-105

電話:04-2938-4545

FAX:04-2938-4546

## ＜引受保険会社、ご意見・相談先＞

東京海上日動火災保険株式会社

医療・福祉法人部法人第一課

住所:東京都千代田区大手町1-5-1

大手町ファーストスクエアWEST11階

電話:03-5223-2565

FAX:03-5223-2573

# 【保険料表】

保険期間1年間 団体割引30%適用

		家族(LA)タイプ	夫婦(LB)タイプ	本人(LC)タイプ
入院保険金(日額)		10,000円		
手術保険金 (手術の種類に応じて1回につき)		10・20・40万円		
入院一時金額		3万円		
重度入院一時金額		100万円		
年 齢	20～24歳	7,070円	3,800円	1,900円
	25～29歳	7,090円	3,820円	1,910円
	30～34歳	7,370円	4,100円	2,050円
	35～39歳	8,050円	4,780円	2,390円
	40～44歳	8,770円	5,500円	2,750円
	45～49歳	9,730円	6,460円	3,230円
	50～54歳	12,330円	9,060円	4,530円
	55～59歳	15,410円	12,140円	6,070円
	60～64歳	19,310円	16,040円	8,020円
	65～69歳	24,970円	21,700円	10,850円
	70～74歳	32,330円	29,060円	14,530円
	75～79歳	43,070円	39,800円	19,900円

(注1) 手術保険金は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10、20、40倍

(注2) 入院保険金の免責日数: 4日、入院保険金の支払限度日数: 360日

(注3) 家族タイプ・夫婦タイプの保険金額は本人・配偶者・子供は全て同額です。

(注4) 71～79歳は継続のみご加入いただけます。

\* 被保険者(保険の対象となる方)は次のとおりとなります。

本人型の場合	被保険者(保険の対象となる方)をお一人ずつ記名していただきます。被保険者となれるのは、全国医師休診共済会の会員およびそのご家族(配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟および役員・従業員ご本人と同居されている親族の方)に限ります。(ただし、ご加入時年齢が満6歳以上満70歳以下の方に限ります。)
家族型の場合	被保険者(保険の対象となる方)は、全国医師休診共済会の会員のほか、その配偶者およびお子様のうち、次の年齢範囲を満たす方となります。 ・配偶者: 新規ご加入時年齢が満70歳以下で、かつ「ご本人の年齢+5」歳以下の方 ・子供: ご加入時年齢が満23歳未満の方 (ご本人のご加入時年齢が満80歳以上となった場合は、配偶者・お子様を含めて継続の取り扱いはできませんので、ご了承ください。)

\* 保険料は、ご加入者(家族型の場合はご本人)の契約年齢(保険期間の開始時における満年齢)によって異なります。

\* お子様的人数は何人でも保険料は同じです。

\* 保険料は、ご加入者数が10,000人以上の場合の金額です。ご加入者数が10,000人を下回った場合には、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますのであらかじめご了承下さい。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせ下さい。

\* 保険期間の途中でご加入を止められる場合で、保険金をお支払いする事由が発生しているときは、未経過期間の保険料をご請求することがあります。